

平成17年3月31日  
総務省消防庁

### 建築物等に係る事故情報に関する特定行政庁との連携体制の整備等

国土交通省等において、平成16年3月に発生した六本木ヒルズにおける自動回転ドアの事故を踏まえ、自動回転ドアに係る安全指針の作成等が行われてきたところですが、今般、国土交通省から「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について」（平成17年3月31日付国住防第3278号）が通知されました。

総務省消防庁においても、建築行政を所管する特定行政庁が消防機関と建築物等に係る事故情報を共有する体制を整備することは、建築物等に係る事故に起因する救急搬送事案の発生や再発を未然に防止し、地域の日常生活の安全性の向上に資するものであることから、同通知を受けて、別添のとおり通知しました。

今後、当庁同様、他の関係行政機関においても業務上可能な範囲において同様な連携体制が整備されることを期待いたします。

(連絡先)  
消防庁救急救助課  
担 当：古木係長、坂本事務官  
電 話：(代表) 03-5253-5111  
          (内線) 7970、7961  
          (直通) 03-5253-7529  
F A X：03-5253-7539  
E-mail：sakamoto-ta@fdma.go.jp

